

# 農業委員会委員および農地利用最適化推進委員に20氏が就任

農地利用最適化推進委員に20氏が就任



農業委員会委員の任期満了に伴い、4月1日に新たな農業委員および農地利用最適化推進委員が就任しました。任期は、平成31年3月31日までの3年間で、なお、委員の互選により会長に鈴木守氏、会長職務代理に加藤晃氏が就任しました。農業委員および農地利用最適化推進委員(敬称略・順不同・( )内は住所)は次のとおりです。

### ▼農業委員

森征男(本郷)・加藤晃(上郷)・清水澄雄(中野)・齋藤孝一(門沢橋)・尾上富夫(中河内)・鈴木守(大谷南)・井出彰(社家)・瀬戸正己(河原口)・加藤忠晴(上今泉)・木島稔(杉久保北)・平井敬(中新田)・小島富士男(大谷南)・竹内章人(柏ヶ谷)・大矢美知子(本郷)

▼農地利用最適化推進委員  
中山勇(国分南)・宮台孝治(本郷)・塩脇勉(下今泉)・新戸和夫(中野)・守屋福夫(今里)・細川英治(本郷)

# 平成29年度採用市職員を募集します

市職員課 ☎(235)4502

受験案内および申込用紙は、5月2日(月)～27日(金)の平日に職員課で配布します。また、5月29日(日)までは市ホームページからダウンロードできます。

### 【職種・採用予定人数】

- ▼一般事務職 10人程度
- ▼技術職(土木・建築) 若干名
- ▼保健師 2人程度

### 【受験資格】

- ▼一般事務職 昭和62年4月2日～平成7年4月1日に生まれた方
- ▼技術職 昭和59年4月2日～平成7年4月1日に生まれた方で、土木技術・建築技術に関する専門課程を卒業した方、または平成29年3月までに卒業見込みの方
- ▼保健師 昭和51年4月2日以降に生まれた方で、保健師資格を有する方または平成29年3月までに取得見込みの方

### 【第1次試験】

- ▼日時 6月26日(日) 8時集合
- ▼会場 柏ヶ谷中学校
- ▼内容 筆記試験(教養・適性) 一般事務職、筆記試験(教養・専門) 技術職・保健師

### 願書受付日時・場所

日にち	時間	場所
5月27日(金)	13時～17時	市役所
28日(土)	9時～17時 (12時～13時除く)	
29日(日)	9時～12時	

# 第1回海老名いきいきセミナー 幕末の日本が見たアメリカ

園学び支援課 ☎(235)8411

万延元年(1860年)、徳川幕府は初めてアメリカへ外交使節団を派遣しました。当時の日本文化とは大きく異なるアメリカの文化を体験した使節一行は驚き、当惑しながらも、さまざまな見聞録を書き残しました。現代にもつながる異文化の理解と誤解について考える、全3回の連続講座です。

- ▼日時・会場・内容 下表のとおり
- ▼対象 市内在住・在勤で、3回全ての講座を受講できる方
- ▼定員 先着40人
- ▼講師 大正大学名誉教授・鈴木健次氏
- ▼費用 1500円(全3回分を初めに支払い。未受講分の返金不可)
- ▼申し込み 5月2日(月)から、直接または電話で学び支援課へ。定員になり次第締め切り。

	日にち	内容	時間	会場
1	5月25日(水)	初めて体験した異国の衣食住と人間関係		文化会館 351多目的室
2	6月1日(水)	アメリカ人をどう見たか?	10時～11時30分	
3	8日(水)	異文化の理解と誤解		

# 住宅改修に伴う固定資産税減税制度

園資産税課 ☎(235)8597

耐震・バリアフリー・省エネ改修工事を行った住宅について、固定資産税が一部減額される制度が改正され、期間が延長になりました。対象建物などは下表のとおりで、いずれも50万円以上の工事(※)が対象となります。改修後3カ月以内に必要書類を添付し、市に申告してください。詳細は、資産税課へお問い合わせください。

※バリアフリー改修と、平成28年4月1日以降の省エネ改修は、補助金を除いた自己負担額が50万円以上の場合が対象です。



減税種類	対象建物(建築)	改修工事期間	減税内容
耐震改修住宅減税	昭和57年1月1日以前	平成28年1月1日～30年3月31日	工事翌年度の固定資産税額、2分の1(120㎡相当分)・建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する通行障害既存耐震不適格建築物であった場合は2年度分
バリアフリー改修住宅減税(※1・※2)	平成19年1月1日以前	平成28年1月1日～3月31日	工事翌年度の固定資産税額、3分の1(100㎡相当分)
	新築された日から10年以上経過し、改修後の床面積が50㎡以上の住宅	平成28年4月1日～30年3月31日	①新築住宅減税・耐震改修住宅減税との同時適用は不可 ②同制度の2回目適用は不可 ③省エネ改修住宅減税と同時適用可
省エネ改修住宅減税(※1)	平成20年1月1日以前	平成28年1月1日～3月31日	工事翌年度の固定資産税額、3分の1(120㎡相当分)
	平成20年1月1日以前に新築され、改修後の床面積が50㎡以上の住宅	平成28年4月1日～30年3月31日	①新築住宅減税・耐震改修住宅減税との同時適用は不可 ②同制度の2回目適用は不可 ③バリアフリー改修住宅減税と同時適用可

※1 賃貸住宅は対象外

※2 65歳以上の方・障がい者・要介護認定者・要支援認定者のいずれかが居住しているもの